

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 3 月 17 日（金）第3297号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

鹿 児 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示

- アサヒガニの採捕についての指示（鹿児島海区漁業調整委員会取扱い） 1
○浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う漁業についての指示（鹿児島海区漁業調整委員会取扱い） 1
○うみがめの採捕についての指示（鹿児島海区漁業調整委員会取扱い） 2

熊 毛 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示

- マダイの採捕についての指示（熊毛海区漁業調整委員会取扱い） 2
○アサヒガニの採捕についての指示（熊毛海区漁業調整委員会取扱い） 3
○浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う漁業についての指示（熊毛海区漁業調整委員会取扱い） 3
○うみがめの採捕についての指示（熊毛海区漁業調整委員会取扱い） 3

奄 美 大 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示

- 浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う漁業についての指示（奄美大島海区漁業調整委員会取扱い） 4
○うみがめの採捕についての指示（奄美大島海区漁業調整委員会取扱い） 4

鹿 児 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示

鹿 児 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示 第 28－ 2 号

鹿児島海区におけるアサヒガニの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

平成29年 3 月 17 日

鹿 児 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 会 長 阿 久 根 金 也

- 1 体長制限
甲長 8 センチメートル以下のアサヒガニは採捕してはならない。
- 2 禁止期間
5 月 1 日 から 8 月 31 日 までの間は、アサヒガニを採捕してはならない。
- 3 指示の有効期間
平成29年 4 月 1 日 から平成32年 3 月 31 日 までとする。

鹿 児 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示 第 28－ 3 号

鹿児島海区における「浮魚礁」（中層式魚礁を含む。ただし、鹿児島県漁業調整規則（昭和39年鹿児島県規則第98号）第 7 条第 2 号サのしいらづけ漁業で使用する「つけ」は除く。）の敷設及びこれを利用して行う漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成29年 3 月 17 日

鹿 児 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 会 長 阿 久 根 金 也

- 1 敷設の承認等

- (1) 浮魚礁を敷設しようとする者は、別に定める「浮魚礁敷設承認取扱要領」により、鹿児島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。
 - (2) 前号の承認を受けた浮魚礁を利用して、一本釣漁業、ひき縄漁業等を操業しようとする者は、当該浮魚礁を敷設した者の利用承認を受けなければならない。
 - (3) 平成26年4月1日鹿児島海区漁業調整委員会指示第26-3号により敷設の承認を受けた浮魚礁で、この指示の施行の際現に存するものについては、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第1号の承認を受けたものとみなす。
- 2 指示の有効期間
この指示の有効期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までとする。

鹿児島海区漁業調整委員会指示第28-4号

鹿児島海区におけるうみがめの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成29年3月17日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 阿久根金也

(定義)

- 1 この指示において、「うみがめ」とは、アオウミガメ、アカウミガメ及びタイマイをいう。
(採捕等の制限)
- 2 鹿児島海区においては、うみがめ（うみがめの卵を含む。3、8及び9において同じ。）を採捕してはならない。ただし、次に掲げる者であって、採捕の目的、採捕を行う区域及び期間、採捕の予定数等に関して、鹿児島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、この限りでない。
 - (1) 試験研究の用に供しようとする者
 - (2) 増殖の用に供しようとする者
 - (3) その他委員会が特に認める者(採捕期間の制限)
- 3 2の承認を受けた者（2の(1)又は(2)に掲げる者を除く。次項において同じ。）であっても、6月1日から7月31日までの間は、採捕してはならない。
(雌うみがめの採捕の禁止)
- 4 2の承認を受けた者であっても、雌うみがめの採捕をしてはならない。
(承認証の交付)
- 5 委員会は、2の承認を受けた者に対し、承認証を交付するものとする。
(承認証の携帯)
- 6 2の承認を受けた者は、5の承認証を自ら携帯し、又は操業の責任者に携帯させなければならない。
(承認の取消し)
- 7 委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、2の承認に条件を付し、その内容を変更し、又はこれを取り消すことがある。
(取扱要領)
- 8 この指示に定めるもののほか、うみがめの採捕の承認に関する事務の取扱いについては、別に定める「うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領」によるものとする。
(所持又は販売の禁止)
- 9 2の承認を受けずに採捕されたうみがめ（標本及び剥製を含む。）を所持し、又は販売してはならない。
(指示の有効期間)
- 10 この指示の有効期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までとする。

熊毛海区漁業調整委員会指示

熊毛海区漁業調整委員会指示第28-2号

熊毛海域におけるマダイの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成29年3月17日

熊毛海区漁業調整委員会会長 川南進

- 1 体長制限
全長13センチメートル以下のマダイは採捕してはならない。
- 2 指示の有効期間
平成29年4月1日から平成32年3月31日までとする。

熊毛海区漁業調整委員会指示第28－3号

熊毛海区におけるアサヒガニの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

平成29年3月17日

熊毛海区漁業調整委員会会長 川南進

- 1 体長制限
甲長8センチメートル以下のアサヒガニは、採捕してはならない。
- 2 禁止期間
5月1日から9月30日までの間は、アサヒガニを採捕してはならない。
- 3 指示の有効期間
平成29年4月1日から平成32年3月31日までとする。

熊毛海区漁業調整委員会指示第28－4号

熊毛海区における「浮魚礁」（中層式魚礁を含む。ただし、鹿児島県漁業調整規則（昭和39年鹿児島県規則第98号）第7条第2号サのしいらづけ漁業で使用する「つけ」は除く。）の敷設及びこれを利用して行う漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成29年3月17日

熊毛海区漁業調整委員会会長 川南進

- 1 敷設の承認等
 - (1) 浮魚礁を敷設しようとする者は、別に定める「浮魚礁敷設承認取扱要領」により、熊毛海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。
 - (2) 前号の承認を受けた浮魚礁を利用して、一本釣漁業、ひき縄漁業等を操業しようとする者は、当該浮魚礁を敷設した者の利用承認を受けなければならない。
 - (3) 平成26年4月1日熊毛海区漁業調整委員会指示第26－3号により敷設の承認を受けた浮魚礁で、この指示の施行の際、現に存するものについては、平成29年4月1日から平成32年3月31日までは、第1号の承認を受けたものとみなす。
- 2 指示の有効期間
この指示の有効期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までとする。

熊毛海区漁業調整委員会指示第28－5号

熊毛海区におけるうみがめの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成29年3月17日

熊毛海区漁業調整委員会会長 川南進

（定義）

- 1 この指示において、「うみがめ」とは、アオウミガメ、アカウミガメ及びタイマイをいう。
（採捕等の制限）
- 2 熊毛海区においては、うみがめの採捕（うみがめの卵の採取を含む。以下同じ。）をしてはならない。ただし、次に掲げる者であって、採捕の目的、採捕を行う区域及び期間、採捕

の予定数等に関して、熊毛海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、この限りでない。

- (1) 試験研究の用に供しようとする者
- (2) 増殖の用に供しようとする者
- (3) その他委員会が特に認める者
(採捕期間の制限)

- 3 2の承認を受けた者（2の(1)又は(2)に掲げる者を除く。次項において同じ。）であっても、6月1日から7月31日までの間は、採捕してはならない。
(雌うみがめの採捕の禁止)
- 4 2の承認を受けた者であっても、雌のうみがめの採捕をしてはならない。
(承認証の交付)
- 5 委員会は、2の承認を受けた者に対し、承認証を交付するものとする。
(承認証の携帯)
- 6 2の承認を受けた者は、5の承認証を自ら携帯し、又は操業の責任者に携帯させなければならない。
(承認の取消し)
- 7 委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、2の承認に条件を付し、その内容を変更し、又はこれを取り消すことがある。
(取扱要領)
- 8 この指示に定めるもののほか、うみがめの採捕の承認に関する事務の取扱いについては、別に定める「うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領」によるものとする。
(所持又は販売の禁止)
- 9 2の承認を受けないで採捕されたうみがめ（標本及び剥製を含む。）を所持し、又は販売してはならない。
(指示の有効期間)
- 10 この指示の有効期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までとする。

奄美大島海区漁業調整委員会指示

奄美大島海区漁業調整委員会指示第28-1号

奄美大島海区における浮魚礁（中層式魚礁を含む。以下「浮魚礁」という。）の敷設及びこれを利用して行う漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成29年3月17日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

- 1 敷設の承認等
 - (1) 浮魚礁を敷設しようとする者（鹿児島県漁業調整規則（昭和39年鹿児島県規則第98号）第7条第2号サのしいらづけ漁業の許可を受けようとする者を除く。）は、別に定める「浮魚礁敷設承認取扱要領」の定めるところにより、奄美大島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。
 - (2) 前号の承認を受けて敷設した浮魚礁を利用して操業しようとする者は、敷設者の承認を受けなければならない。
 - (3) 平成26年4月1日奄美大島海区漁業調整委員会指示第26-1号により敷設の承認を受けた浮魚礁で、この指示の施行の際現に存するものについては、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第1号の承認を受けたものとみなす。
- 2 指示の有効期間
この指示の有効期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までとする。

奄美大島海区漁業調整委員会指示第28-2号

奄美大島海区におけるうみがめの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第

1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成29年3月17日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

（定義）

- 1 この指示において、「うみがめ」とは、アオウミガメ、アカウミガメ及びタイマイをいう。
（採捕等の制限）
- 2 奄美大島海区においては、うみがめ（うみがめの卵を含む。3、8及び9において同じ。）を採捕してはならない。ただし、次に掲げる者であって、採捕の目的、採捕を行う区域及び期間、採捕の予定数等に関して、奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、この限りでない。
 - (1) 試験研究の用に供しようとする者
 - (2) 増殖の用に供しようとする者
 - (3) その他委員会が特に認める者（採捕期間の制限）
- 3 2の承認を受けた者（2の(1)又は(2)に掲げる者を除く。次項において同じ。）であっても、6月1日から7月31日までの間は、採捕してはならない。
（雌のうみがめの採捕の禁止）
- 4 2の承認を受けた者であっても、雌のうみがめを採捕してはならない。
（承認証の交付）
- 5 委員会は、2の承認を受けた者に対し、承認証を交付するものとする。
（承認証の携帯）
- 6 2の承認を受けた者は、5の承認証を自ら携帯し、又は操業の責任者に携帯させなければならない。
（承認の取消し）
- 7 委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、2の承認に条件を付し、その内容を変更し、又はこれを取り消すことがある。
（取扱要領）
- 8 この指示に定めるもののほか、うみがめの採捕の承認に関する事務の取扱いについては、別に定める「うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領」によるものとする。
（所持又は販売の禁止）
- 9 2の承認を受けないで採捕されたうみがめ（標本及び剥製を含む。）を所持し、又は販売してはならない。
（指示の有効期間）
- 10 この指示の有効期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までとする。